

令和5年4月20日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

①中村建設株式会社

静岡県浜松市中区中沢町71-23

②株式会社ナカヤ

静岡県磐田市国府台7-21 トワール国府台101

2. 指名停止措置期間：令和5年4月20日から令和5年5月31日まで（6週間）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

本件は、中村建設(株)が元請として受注した「令和3年度 天竜川飯田地区樹木伐開工事」において、令和4年10月12日に発生した工事関係者事故である。被災者は不整地運搬車両にて伐竹箇所と場外運搬車両積込み箇所の間で伐竹材の運搬・荷下ろしする繰り返し作業を行っていた。作業終了後に不整地運搬車が河川内で横転した状態で見つかり、被災者が運転席で発見されたが、その後死亡が確認された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である中村建設(株)及び(株)ナカヤの安全管理措置が不適切であったため、工事関係者事故が起こったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、6週間とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|----------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 当該認定をした日から2週間以上2か月以内 |

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
契約課長補佐 岡崎 友紀 電話番号 (052) 953-8138